

## 飼犬管理条例

昭和33年4月7日  
条例第17号

改正 昭和42年3月16日条例第12号 平成4年3月19日条例第4号

県議会の議決を経た「飼犬管理条例」をここに公布する。

### 飼犬管理条例

#### (目的)

第1条 この条例は、飼犬による人畜その他に対する危害を防止し、公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図ることを目的とする。

#### (遵守事項)

第2条 犬の所有者又は占有者(以下「飼育者」という。)は、その所有又は占有する犬(以下「飼犬」という。)について、次の事項を守らなければならない。

- (1) 人畜その他に危害を加えるおそれのないように管理すること。
- (2) 飼犬をみだりに捨てないこと。
- (3) 公共の場所及び他人の土地を荒さないように管理すること。
- (4) 犬舎の内外は、常に清潔にし、衛生害虫の発生を防止し、及び駆除すること。
- (5) 門戸その他他人の見やすい箇所に飼犬のいる旨の標示をすること。

#### 一部改正〔昭和42年条例12号〕

第3条 飼育者は、次の各号に掲げる場合を除き、飼犬を常にけい留しておかなければならない。

- (1) 飼犬を警察犬、狩猟犬、牧用犬、盲導犬又は運搬犬として、その目的のため使用するとき。
- (2) 飼犬を人畜その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼育し、訓練し、移動し、又は運動させるとき。
- (3) 飼犬を展覧会、競技会、サーカス等の催しに供するため使用するとき。

2 何人も、前項の規定によりけい留してある飼犬を同項各号に掲げる場合を除き、当該飼犬のけい留を解き、又は解かせてはならない。

#### 追加〔昭和42年条例12号〕

#### (措置命令)

第4条 知事は、人畜その他に危害を加えるおそれのある飼犬の飼育者又は前条第1項の規定に違反してけい留しておかない飼育者に対し、当該飼犬について、期間、方法等を明らかにして、けい留し、口輪をつけ、又はおりに入れること等の措置を命ずることができる。

#### 一部改正〔昭和42年条例12号〕

#### (届出等)

第5条 飼犬が人をかんだ場合は、飼育者は、すみやかに所轄保健所長に届け出て、その指示に従わなければならない。

#### 一部改正〔昭和42年条例12号〕

#### (立入及び調査)

第6条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該職員をして飼犬のいる土地その他関係のある場所(人の現住する建物を除く。)に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、提示しなければならない。

#### 一部改正〔昭和42年条例12号〕

#### (罰則)

第7条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第4条の規定による命令に従わなかつた者
- (2) 第5条の規定による届出をせず、又はその指示に従わなかつた者  
一部改正〔昭和42年条例12号・平成4年4号〕

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。  
一部改正〔昭和42年条例12号〕

附 則

この条例は、昭和33年6月1日から施行する。

附 則 (昭和42年3月16日条例第12号)

この条例は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月19日条例第4号)

この条例は、平成4年5月7日から施行する。